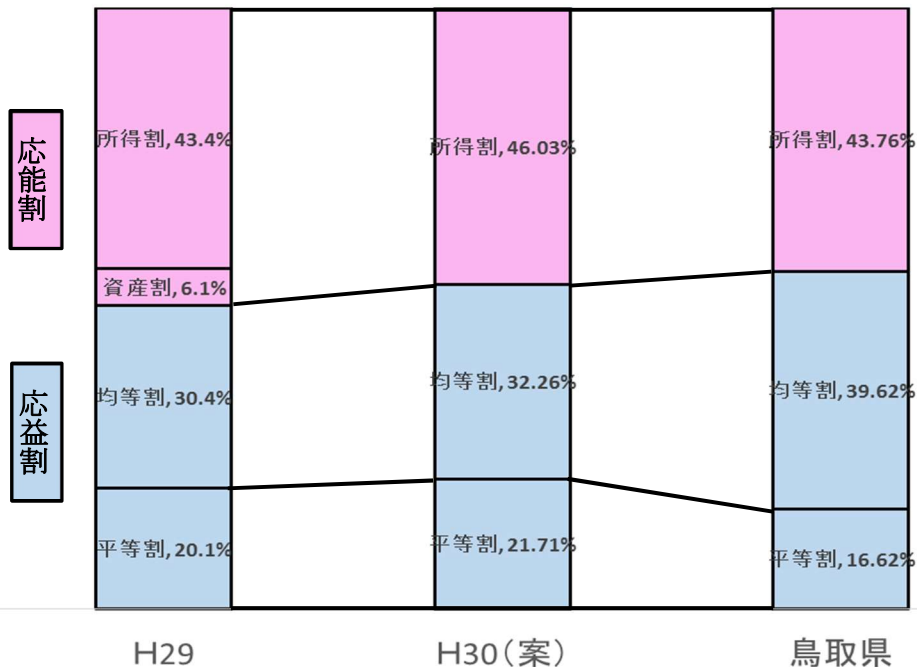


(2) 鳥取県標準保険料率との相違点

- ◎ 鳥取県保険料率との相違は、賦課方式別の賦課割合の設定に起因。
- ◎ 平成29年度までの鳥取市国保料の応能割：応益割は50：50に設定
(旧国基準どおり)
- ◎ 鳥取県の標準保険料率は、全国平均と鳥取県の所得水準格差 ($\beta = 0.78$) を反映して
応能割が占める割合が低い (応能44：応益56) ⇒ 将来の全国平準化への布石
- ◎ 応能割を低く、応益割を高く変更した場合、低所得者層 (年金生活者等) の保険料が
高くなり、高額所得者ほど負担が軽減される。
- ◎ 応益割のうち均等割額 (人数割) が高いと多人数世帯 (子育て世帯等) の保険料が高
くなる。⇒ 鳥取県の均等割：平等割は70：30 (鳥取市は60：40)

<鳥取県標準料率との賦課割合の比較 (医療分) >



(3) 平成30年度鳥取市の賦課割合設定の考え方

- ◎ 鳥取県内の保険料平準化への対応
 - ① 資産割の廃止 (前述のとおり)
 - ② 現行料率と鳥取県標準料率との中間的な割合に設定
- ◎ 資産割の廃止に係る被保険者負担の激変を緩和
 - ① 可能な限り保険料賦課額を引下げ。
(一人当たり▲1,458円、1世帯当たり▲2,405円、賦課総額▲61,900千円)
 - ② 資産割分は応能割と応益割の双方に上乘せ (応能割46：応益割54に設定)
(所得割+2.6%、均等割+1.9%、平等割+1.6%)
 - ③ 応益割のうち均等割：平等割を従来どおり60：40に設定